

いわて高等教育コンソーシアム理事会規則

(平成21年3月16日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、いわて高等教育コンソーシアム規則（以下「規則」という。）第3条の規程に基づき、いわて高等教育コンソーシアム理事会（以下「理事会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 理事会は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 コンソーシアムの総括に関すること。
- 二 その他コンソーシアムの運営に関する重要事項

(組織)

第3条 理事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 規則第2条第1号から第5号に掲げる大学の学長
- 二 規則第2条第6号に掲げるセンターの所長
- 三 規則第2条第7号に掲げる学校の校長
- 四 規則第2条第8号から10号に掲げる短期大学部の学長

(会議)

第4条 理事会は、全構成員の出席をもって成立する。

(庶務)

第5条 理事会の庶務は、コンソーシアム事務局において処理する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年2月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。